



埼玉県報

第 2 4 8 1 号
平成 2 5 年 4 月 5 日
金 曜 日

目 次

告示

- [予算の公表\(財政課\)](#)
- [予算の公表\(財政課\)](#)
- [システム運営等業務委託に関する入札公告\(情報システム課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の認定に係る公示\(共助社会づくり課\)](#)
- [特定非営利活動法人の仮認定に係る公示\(共助社会づくり課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定\(水環境課\)](#)
- [児玉土地改良区の役員就退任届\(本庄農林振興センター\)](#)
- [県営土地改良事業\(かんがい排水事業\)矢島弥藤吾地区の工事完了\(大里農林振興センター\)](#)
- [備前渠用水路土地改良区の役員就退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [葛西・羽生領島中領土地改良区連合の役員就退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [葛西用水路土地改良区の役員就退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関\(出納総務課\)](#)
- [埼玉県証紙売りさばき人の指定\(出納総務課\)](#)
- [埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し\(出納総務課\)](#)
- [IC免許証記載内容確認装置の賃貸借に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定の取消し\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [技能教育のための施設の廃止\(高校教育指導課\)](#)
- [技能教育のための施設の廃止\(高校教育指導課\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(南第14区\)の選挙期日等\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(南第14区\)における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(南第14区\)につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(南第14区\)における選挙運動に関する支出金額の制限額\(選挙管理委員会\)](#)

正誤

- [埼玉県条例第13号中訂正\(環境政策課\)](#)

告 示

埼玉県告示第四百五十二号

埼玉県議会平成二十五年二月定例会において議決された平成二十五年度埼玉県一般会計予算並びに平成二十五年度の埼玉県の特別会計予算及び公営企業会計予算を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成25年度埼玉県一般会計予算

平成25年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,675,715,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県	税	649,000,000
	1 県 民 税	319,226,000
	2 事 業 税	99,085,000
	3 地 方 消 費 税	61,506,000
	4 不 動 産 取 得 税	14,843,000
	5 県 た ば こ 税	8,958,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,316,000
	7 自 動 車 取 得 税	10,848,997
	8 軽 油 引 取 税	45,220,000
	9 自 動 車 税	86,964,000
	10 鉱 区 税	4,715
	11 狩 猟 税	27,273
	12 旧 法 に よ る 税	1,015
2 地 方 消 費 税 清 算 金		113,439,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	113,439,000

3 地 方 譲 与 税		90,094,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	85,800,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	4,046,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	247,000
	4 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
4 地 方 特 例 交 付 金		3,979,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	3,979,000
5 地 方 交 付 税		176,300,000
	1 地 方 交 付 税	176,300,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		2,062,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,062,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		6,159,125
	1 分 担 金	136,292
	2 負 担 金	6,022,833
8 使 用 料 及 び 手 数 料		15,205,431
	1 使 用 料	4,930,680
	2 手 数 料	10,274,751

款	項	金額
9 国庫支出金		149,869,443
	1 国庫負担金	105,259,214
	2 国庫補助金	39,076,650
	3 委託金	5,533,579
10 財産収入		9,709,649
	1 財産運用収入	7,029,400
	2 財産売却収入	2,680,249
11 寄附金		122,312
	1 寄附金	122,312
12 繰入金		106,161,556
	1 特別会計繰入金	3,715,479
	2 基金繰入金	102,446,077
13 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
14 諸収入		44,821,484
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,570,237

	2 預 金 利 子	73,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	6,415,485
	4 受 託 事 業 収 入	8,342,692
	5 収 益 事 業 収 入	14,799,783
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	40,000
	7 雑 入	12,580,287
15 県 債		308,292,000
	1 県 債	308,292,000
歳 入 合 計		1,675,715,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,086,748
	1 議 会 費	3,086,748
2 総 務 費		88,112,483
	1 総 務 管 理 費	21,076,530
	2 企 画 費	9,327,678
	3 県 民 費	7,412,848
	4 環 境 費	11,372,652
	5 徴 税 費	26,051,777
	6 市 町 村 振 興 費	5,627,969
	7 選 挙 費	2,504,509
	8 防 災 費	3,081,071
	9 統 計 調 査 費	1,060,023
	10 人 事 委 員 会 費	280,805
11 監 査 委 員 費	316,621	
3 民 生 費		290,846,940
	1 社 会 福 祉 費	216,317,221

	2 児 童 福 祉 費	61,024,757
	3 生 活 保 護 費	12,529,488
	4 災 害 救 助 費	975,474
4 衛 生 費		55,024,747
	1 公 衆 衛 生 費	31,565,670
	2 環 境 衛 生 費	1,340,773
	3 保 健 所 費	3,997,567
	4 医 薬 費	9,695,998
	5 公 営 企 業 支 出 金	8,424,739
5 労 働 費		6,296,728
	1 労 政 費	2,747,641
	2 職 業 訓 練 費	3,386,587
	3 労 働 委 員 会 費	162,500
6 農 林 水 産 業 費		26,422,580
	1 農 業 費	9,896,609
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	345,968
	3 畜 産 業 費	1,133,305

款	項	金額
	4 林業費	4,886,767
	5 農地費	10,159,931
7 商工費		24,975,173
	1 商工業費	24,788,090
	2 観光費	187,083
8 土木費		110,064,339
	1 土木管理費	11,390,988
	2 道路橋りょう費	46,942,621
	3 河川費	28,224,072
	4 都市計画費	20,721,188
	5 住宅費	2,785,470
9 警察費		139,656,274
	1 警察管理費	128,725,757
	2 警察活動費	10,930,517
10 教育費		519,303,029
	1 教育総務費	70,462,080

	2 小 学 校 费	163,184,809
	3 中 学 校 费	99,885,760
	4 高 等 学 校 费	90,818,881
	5 特 别 支 援 学 校 费	37,505,935
	6 大 学 费	2,056,059
	7 私 立 学 校 费	49,322,652
	8 社 会 教 育 费	4,397,362
	9 保 健 体 育 费	1,669,491
11 灾 害 复 旧 费		41,257
	1 农 林 水 产 施 设 灾 害 复 旧 费	29,837
	2 土 木 施 设 灾 害 复 旧 费	11,420
12 公 债 费		261,224,971
	1 公 债 费	261,224,971
13 诸 支 出 金		150,159,731
	1 公 营 企 业 支 出 金	15,341,731
	2 地 方 消 费 税 清 算 金	56,348,000
	3 利 子 割 交 付 金	2,200,000

款	項	金額
	4 配 当 割 交 付 金	2,180,000
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	393,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	58,102,000
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,680,000
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	7,800,000
	9 軽 油 引 取 税 交 付 金	6,101,000
	10 利 子 割 精 算 金	14,000
14 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出	合 計	1,675,715,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（平成25年度発行分）	平成25年度から 平成35年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
私立学校振興資金融資貸付金利子補助（平成25年度融資分）	平成26年度から 平成40年度まで	64,194
私立学校振興資金融資損失補償（平成25年度融資分）	平成25年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額について、当該貸付額の100分の10に相当する額
環境創造資金利子補給（平成25年度融資分）	平成26年度から 平成35年度まで	34,250
独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助（平成25年度融資分）	平成26年度から 平成45年度まで	259,330

事 項	期 間	限 度 額
社会福祉施設経営安定化融資事業利子補助（平成25年度融資分）	平成26年度	127
社会福祉施設経営安定化融資事業損失補償（平成25年度融資分）	平成25年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額
特別養護老人ホーム整備支援融資事業損失補償（平成25年度融資分）	平成25年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額
総合リハビリテーションセンターシステム開発	平成26年度	267,770
無担保無保証人資金損失補償（平成13年度保証分・平成25年度損失補償対象期間延長分）	平成25年度から平成33年度まで	県が行う無担保無保証人資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額

<p>小規模事業資金損失補償（平成25年度保証分）</p>	<p>平成25年度から 平成43年度まで</p>	<p>県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額</p>
<p>起業家育成資金損失補償（平成25年度保証分）</p>	<p>平成25年度から 平成43年度まで</p>	<p>県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第33条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
<p>経営安定資金損失補償（平成25年度保証分）</p>	<p>平成25年度から 平成40年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。）にあつては20分の3、大臣指定等貸付（金融円滑化関連に係る貸付に限る。）にあつては10分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付に限る。）にあつては2分の1、知事指定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあつては5分の1に相当する額</p>

<p>企業活力強化資金損失補償（平成15年度保証分・平成25年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成25年度から平成33年度まで</p>	<p>県が行う企業活力強化資金（ただし、大口貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した金額の4分の1に相当する額</p>
<p>企業パワーアップ資金損失補償（平成25年度保証分）</p>	<p>平成25年度から平成43年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
事業資金損失補償（平成25年度保証分）	平成25年度から 平成40年度まで	<p>県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額</p>
借換資金損失補償（平成25年度保証分）	平成25年度から 平成43年度まで	<p>県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）</p>

		<p>を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額</p>
<p>要件緩和型経営安定資金損失補償（平成25年度保証分）</p>	<p>平成25年度から平成40年度まで</p>	<p>県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額</p>
<p>中小企業者制度融資貸付事業利子補助（平成18年度融資分・金融円滑化対応分）</p>	<p>平成26年度から平成30年度まで</p>	<p>22, 230</p>

事 項	期 間	限 度 額
中小企業者制度融資貸付事業利子補助（平成20年度融資分・金融円滑化対応分）	平成26年度から 平成35年度まで	417,425
中小企業者制度融資貸付事業利子補助（平成25年度融資分）	平成26年度から 平成40年度まで	3,618,255
中小企業組合エネルギー対策融資利子補助（平成25年度融資分）	平成26年度から 平成35年度まで	200,000
勤労者支援資金損失補償（平成25年度保証分）	平成25年度から 平成31年度まで	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったこと よって生じた代位弁済額のうち、チャレンジ応援資金 の元金に相当する額の100分の50の額
離職者等委託訓練事業（平成25年度契約分）	平成26年度から 平成27年度まで	820,189

農地保有合理化事業資金損失補償（平成25年度融資分）	平成25年度から平成36年度まで	埼玉県農林公社が農地保有合理化事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額
農業近代化資金等利子補助（平成25年度融資分）	平成26年度から平成46年度まで	167,928
農業災害復旧経営資金利子補助（平成25年度融資分）	平成26年度から平成32年度まで	3,948
農業災害復旧経営資金損失補償（平成25年度融資分）	平成25年度から平成32年度まで	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額
卸売市場施設整備資金利子補助（平成25年度融資分）	平成26年度から平成32年度まで	1,405

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県農林公社造林資金等損失補償（平成25年度借入分）	平成25年度から平成27年度まで	埼玉県農林公社がその業務を行うため日本政策金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額（遅延損害金を含む。）及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額
農業集落排水整備推進交付金（平成25年度施行分）	平成26年度から平成30年度まで	39,570
埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（平成25年度取得分）	平成26年度から平成35年度まで	1,344,556
埼玉県土地開発公社借入金債務保証（平成25年度借入分）	平成25年度以降	埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額

<p>埼玉県道路公社借入金債務保証（平成25年度借入分）</p>	<p>平成25年度以降</p>	<p>埼玉県道路公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額</p>
<p>社会資本整備総合交付金（改築）事業</p>	<p>平成26年度</p>	<p>970,000</p>
<p>社会資本整備総合交付金（街路）事業</p>	<p>平成26年度</p>	<p>200,000</p>
<p>警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金（平成25年度建設分）</p>	<p>平成26年度から平成49年度まで</p>	<p>370,652</p>

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	36,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
知事部局等職員退職手当	600,000	同上	同上	同上
県有施設整備事業	2,980,000	同上	同上	同上
埼玉高速鉄道株式会社出資金	2,628,000	同上	同上	同上
埼玉高速鉄道株式会社貸付金	2,794,000	同上	同上	同上
試験研究機関等設備整備事業	57,000	同上	同上	同上
省エネルギー設備等整備促進事業	174,000	同上	同上	同上

緑の森博物館用地購入事業	39,000	同	上	同	上	同	上
身近な緑公有地化事業	68,000	同	上	同	上	同	上
石綿健康被害救済基金拠出金	34,000	同	上	同	上	同	上
広域廃棄物埋立処分場整備事業	1,512,000	同	上	同	上	同	上
防災学習センター施設整備事業	97,000	同	上	同	上	同	上
防災行政無線高度化推進事業	51,000	同	上	同	上	同	上
福祉事務所等低公害車整備事業	9,000	同	上	同	上	同	上
心身障害児（者）援護施設等整備事業	1,310,000	同	上	同	上	同	上
老人福祉施設整備事業	4,207,000	同	上	同	上	同	上
総合リハビリテーションセンター 設備整備事業	116,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉施設整備事業	532,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
保健所等低公害車整備事業	14,000	同上	同上	同上
精神保健福祉センター施設整備事業	39,000	同上	同上	同上
衛生研究所移転改修事業	3,404,000	同上	同上	同上
農林振興センター等低公害車整備事業	12,000	同上	同上	同上
農業大学校移転整備事業	2,551,000	同上	同上	同上
鶴ヶ島試験地移転整備事業	44,000	同上	同上	同上

秩父高原牧場基盤整備事業	52,000	同	上	同	上	同	上
造林事業	44,000	同	上	同	上	同	上
県単独林道事業	106,000	同	上	同	上	同	上
林道事業	258,000	同	上	同	上	同	上
県単独治山事業	155,000	同	上	同	上	同	上
治山事業	128,000	同	上	同	上	同	上
地すべり防止事業	54,000	同	上	同	上	同	上
県単独農業基盤整備事業	853,000	同	上	同	上	同	上
農業基盤整備事業	796,000	同	上	同	上	同	上
直轄事業（土地改良）負担金	34,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緑のヘルシーロード整備事業	17,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
産業文化センター施設整備事業	889,000	同上	同上	同上
西部地域振興ふれあい拠点施設整備事業	3,453,000	同上	同上	同上
建築安全センター等低公害車整備事業	10,000	同上	同上	同上
県単独道路建設事業	13,043,000	同上	同上	同上
電線地中化（道路）整備事業	148,000	同上	同上	同上
道路事業	5,205,000	同上	同上	同上

県単独河川改修事業	5,624,000	同	上	同	上	同	上
河川事業	4,040,000	同	上	同	上	同	上
県単独砂防事業	220,000	同	上	同	上	同	上
砂防事業	312,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業	634,000	同	上	同	上	同	上
直轄事業負担金	22,210,000	同	上	同	上	同	上
都市環境整備事業	144,000	同	上	同	上	同	上
県単独街路事業	2,021,000	同	上	同	上	同	上
街路事業	2,061,000	同	上	同	上	同	上
県単独公園事業	3,238,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園事業	881,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
警察職員退職手当	700,000	同上	同上	同上
警察署等低公害車整備事業	46,000	同上	同上	同上
警察署庁舎建設事業	2,180,000	同上	同上	同上
交通安全施設整備事業	1,158,000	同上	同上	同上
教職員退職手当	4,200,000	同上	同上	同上
県立高等学校建設事業	5,294,000	同上	同上	同上

県立特別支援学校建設事業	168,000	同	上	同	上	同	上
社会教育施設整備事業	742,000	同	上	同	上	同	上
公立大学法人埼玉県立大学施設 整備事業	157,000	同	上	同	上	同	上
私立学校耐震改修事業	734,000	同	上	同	上	同	上
水道用水供給事業出資金	875,000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	202,100,000	同	上	同	上	同	上

平成25年度埼玉県公債費特別会計予算

平成25年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ486,705,284千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		260,181,284
	1 一 般 会 計 繰 入 金	185,746,446
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,893,838
	3 基 金 繰 入 金	72,541,000

2 県	債		226,524,000	
		1 県	債	226,524,000
歳	入	合	計	486,705,284

歳 出

(単位 千円)

款	項	金	額	
1 公	債	費	486,705,284	
	1 公	債	費	486,705,284
歳	出	合	計	486,705,284

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計 平成15年度及び平成20年度 発行県債償還金	225,324,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
流域下水道事業会計 平成15年度発行県債償還金	1,200,000	普通貸借又は証券発行	同 上	同 上

平成25年度埼玉県証紙特別会計予算

平成25年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,109,419千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		18,109,418
	1 証 紙 収 入	18,109,418
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	18,109,419

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		18,096,419
	1 一 般 会 計 繰 出 金	18,096,419
2 返 還 金		13,000
	1 返 還 金	13,000
歳 出	合 計	18,109,419

平成25年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

平成25年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,472,269千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		60,247
	1 財 産 運 用 収 入	60,247
2 繰 入 金		7,300,000
	1 基 金 繰 入 金	7,300,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		6,112,021

款	項	金 額
	1 貸 付 金 元 利 収 入	6,112,021
歳 入	合 計	13,472,269

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 事 業 費		13,472,269
	1 市 町 村 振 興 事 業 費	13,472,269
歳 出	合 計	13,472,269

平成25年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

平成25年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ364,815千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		166,634
	1 国 庫 負 担 金	166,634
2 財 産 収 入		20,435
	1 財 産 運 用 収 入	20,435
3 繰 入 金		177,745
	1 基 金 繰 入 金	177,745
4 繰 越 金		1

款	項	金 額
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	364,815

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 災 害 救 助 事 業 費		364,815
	1 救 助 費	344,379
	2 基 金 積 立 金	20,436
歳 出	合 計	364,815

平成25年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成25年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ968,531千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		44,474
	1 繰 入 金	44,474
2 繰 越 金		568,034
	1 繰 越 金	568,034

款	項	金 額
3 諸 収 入		319,341
	1 貸 付 金 元 利 収 入	316,434
	2 預 金 利 子	77
	3 雑 入	2,830
4 県 債		36,682
	1 県 債	36,682
歳 入	合 計	968,531

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付費		968,531
	1 母子寡婦福祉資金貸付費	968,531
歳 出	合 計	968,531

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	36,682	「母子及び寡婦福祉法」の定めるところによる。	無利率	「母子及び寡婦福祉法」の定めるところによる。

平成25年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成25年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ709,672千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		7,044
	1 繰 入 金	7,044
2 繰 越 金		102,000
	1 繰 越 金	102,000
3 諸 収 入		600,628
	1 預 金 利 子	263
	2 貸 付 金 元 利 収 入	600,360
	3 雑 入	5
歳 入 合 計		709,672

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備導入資金		707,672
	1 資 金 貸 付 費	707,672
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		709,672

平成25年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成25年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89,214千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定収入		65,959
	1 繰入金	11,900
	2 繰越金	1
	3 諸収入	30,318

	4 県	債	23,740	
2 就農支援資金業務勘定収入			770	
	1 繰	入金	730	
	2 繰	越金	38	
	3 諸	収入	2	
3 農業改良資金貸付勘定収入			19,960	
	1 繰	越金	19,960	
4 農業改良資金業務勘定収入			2,525	
	1 繰	入金	2,271	
	2 繰	越金	248	
	3 諸	収入	6	
歳	入	合	計	89,214

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定		65,959
	1 就農支援資金貸付費	65,959
2 就農支援資金業務勘定		770
	1 管理指導事務費	760
	2 予備費	10
3 農業改良資金貸付勘定		19,960
	1 農業改良資金貸付費	19,960
4 農業改良資金業務勘定		2,525
	1 管理指導事務費	2,325
	2 予備費	200
歳 出 合 計		89,214

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	23,740	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の定めるところによる。	無利子	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の定めるところによる。

平成25年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成25年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,060千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		38,800
	1 繰入金	60
	2 繰越金	18,421
	3 諸収入	20,319
2 業務勘定収入		260
	1 繰越金	150
	2 諸収入	110
歳 入	合 計	39,060

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		38,800
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	38,800
2 業 務 勘 定		260
	1 管 理 指 導 事 務 費	240
	2 予 備 費	20
歳 出 合 計		39,060

平成25年度本多静六博士育英事業特別会計予算

平成25年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54,015千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,308
	1 財 産 運 用 収 入	1,308
2 繰 入 金		22,037
	1 繰 入 金	22,037
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		30,669

	1 貸付金元利収入	30,668
	2 雑入	1
歳入	合計	54,015

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 本多静六博士育英事業費		53,015
	1 本多静六博士育英事業費	53,015
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	54,015

平成25年度埼玉県用地事業特別会計予算

平成25年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,901,864千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		901,862
	1 財 産 運 用 収 入	51,256
	2 財 産 売 払 収 入	850,606
2 繰 入 金		1,000,000
	1 繰 入 金	1,000,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

4 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
歳入	合計	1,901,864

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 用地事業費		1,901,864
	1 用地事業費	1,901,864
歳出	合計	1,901,864

平成25年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

平成25年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,698,806千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		8,306,988
	1 住 宅 使 用 料	8,306,988

2 国 庫 支 出 金		2,097,993
	1 国 庫 補 助 金	2,097,993
3 財 産 収 入		53,053
	1 財 産 運 用 収 入	53,053
4 繰 入 金		1,337,573
	1 繰 入 金	1,337,573
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		27,198
	1 敷 金 運 用 収 入	3,640
	2 雑 入	23,558
7 県 債		2,876,000
	1 県 債	2,876,000
歳 入 合 計		14,698,806

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		10,717,900
	1 住 宅 管 理 費	5,390,476
	2 住 宅 建 設 費	5,327,424
2 繰 出 金		3,490,434
	1 繰 出 金	3,490,434
3 公 債 費		480,472
	1 公 債 費	480,472
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		14,698,806

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成25年度公営住宅建設費	1,120,392	平成25年度	45,010
				平成26年度	78,517
				平成27年度	488,024
				平成28年度	508,841

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	2,876,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

平成25年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

平成25年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ711,720千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
2 繰 入 金		647,671
	1 繰 入 金	647,671

款	項	金 額
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		64,047
	1 貸 付 金 元 利 収 入	63,518
	2 預 金 利 子	181
	3 雑 入	348
歳 入	合 計	711,720

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 高等学校等奨学金事業費		711,720
	1 高等学校等奨学金事業費	711,720
歳 出	合 計	711,720

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償（平成25年度保証分）	平成25年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

平成25年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

平成25年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,453,196千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		95,318
	1 入 場 料 収 入	95,317
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		29,853,940
	1 投 票 券 発 売 収 入	29,791,939
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	62,001
3 財 産 収 入		248,786

	1 財 産 運 用 収 入	248,785
	2 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		255,150
	1 預 金 利 子	1
	2 収 益 事 業 収 入	1
	3 雑 入	255,148
歳 入 合 計		30,453,196

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		210,437
	1 公 営 競 技 総 務 費	210,437
2 公 営 競 技 事 業 費		29,936,976
	1 公 営 競 技 事 業 費	29,936,976
3 繰 出 金		299,783
	1 繰 出 金	299,783
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		30,453,196

平成25年度埼玉県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度埼玉県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病床数

循環器・呼吸器病センター	319床
がんセンター	400床
小児医療センター	300床
精神医療センター	183床

2 患者数

(1) 年間延患者数

区分	入院	外来
循環器・呼吸器病センター	96,177人	84,179人
がんセンター	125,851	188,377
小児医療センター	89,352	136,835
精神医療センター	52,195	30,744

(2) 1日平均患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	264 人	345 人
が ん セ ン タ ー	345	772
小 児 医 療 セ ン タ ー	245	561
精 神 医 療 セ ン タ ー	143	126

3 主なる建設改良事業

19,530,862 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病 院 事 業 収 益

41,130,196 千円

第1項 医 業 収 益

33,091,753 千円

第2項 医 業 外 収 益

8,038,442 千円

第3項 特 別 利 益

1 千円

支 出

第1款	病院事業費用	43,424,666 千円
第1項	医業費用	42,682,798 千円
第2項	医業外費用	721,867 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,710,642千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,083千円、減債積立金89,752千円及び過年度分損益勘定留保資金4,595,807千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	15,849,563 千円
第1項	企業債	14,912,000 千円
第2項	他会計補助金	11,000 千円
第3項	他会計負担金	643,411 千円
第4項	固定資産売却代金	1 千円
第5項	国庫補助金	198,231 千円
第6項	寄附金	1 千円
第7項	受託金	84,919 千円

支 出

第1款 資本的支出	20,560,205 千円
第1項 建設改良費	19,530,862 千円
第2項 開発費	264,499 千円
第3項 企業債償還金	764,844 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	循環器・呼吸器病センター ガス発電設備工事費	591,510	平成 25 年度	77,506
				平成 26 年度	272,996
				平成 27 年度	241,008
		小児医療センター新病院建設費	31,774,818	平成 25 年度	588,536
				平成 26 年度	5,670,551
		平成 27 年度	25,340,098		
		平成 28 年度	158,833		
		平成 29 年度	16,800		

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
循環器・呼吸器病センター新A病棟設計業務	平成26年度	174,083

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 14,912,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、10,200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 20,683,350 千円

(2) 交際費 1,200 千円

(他会計からの補助金)

第10条 がんセンター新病院緑化事業のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、11,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、6,484,329千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類 器械備品

名称 医療用直線加速装置

数量 一式

種類 器械備品

名称 内視鏡手術統合管理システム

数量 一式

種類 器械備品
名称 内視鏡手術用支援装置
数量 一式

種類 器械備品
名称 PET-CT装置
数量 一式

種類 器械備品
名称 磁気共鳴画像診断装置（循環器・呼吸器病センター）
数量 一式

種類 器械備品
名称 磁気共鳴画像診断装置（がんセンター）
数量 一式

種類 器械備品
名称 血管X線撮影装置
数量 一式

種類 器械備品
名稱 X線CT裝置
數量 一式

種類 器械備品
名稱 遠隔操作式密封小線源治療裝置
數量 一式

種類 器械備品
名稱 SPECT-CT裝置
數量 一式

種類 器械備品
名稱 注射藥自動抽出裝置
數量 一式

種類 器械備品
名稱 採血管自動準備裝置
數量 一式

種	類	器械備品
名	称	手術用物品管理システム
数	量	一 式

種	類	器械備品
名	称	治療計画X線C T装置
数	量	一 式

平成25年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	159 社
(2) 年間総給水量	71,961,000 m ³
(3) 一日平均給水量	197,156 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		2,081,733 千円
第1項 営業収益		2,012,687 千円
第2項 営業外収益		48,093 千円
第3項 特別利益		20,953 千円
	支	出
第1款 事業費		2,034,214 千円
第1項 営業費用		1,937,923 千円

第2項	営業外費用	92,290 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額365,687千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,085千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,431千円、建設改良積立金130,000千円、減債積立金142,224千円及び過年度分損益勘定留保資金54,947千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	1,269,555 千円
第1項	建設補助金	8,196 千円
第2項	長期貸付金償還金	1,254,000 千円
第3項	他会計補助金	972 千円
第4項	固定資産売却代金	6,386 千円
第5項	雑収入	1 千円

支 出

第1款	資本的支出	1,635,242 千円
第1項	建設改良費	803,018 千円
第2項	長期貸付金	690,000 千円

第3項 企業債償還金

142,224 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	柿木浄水場排水処理施設等更新事業	3,356,224	平成25年度	59,324
				平成26年度	736,500
				平成27年度	1,689,380
				平成28年度	871,020

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

300,910 千円

(2) 交際費

40 千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,132千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,049千円と定める。

平成25年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	55 団体
(2) 年間総給水量	653,016,000 m ³
(3) 一日平均給水量	1,789,085 m ³
(4) 主なる建設工事	3,860,678 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		43,439,248 千円
第1項 営業収益		42,563,660 千円
第2項 営業外収益		875,587 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支	出
第1款 事業費		42,107,707 千円

第1項	営業費用	35,575,057 千円
第2項	営業外費用	6,492,649 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	40,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,497,354千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額470,602千円、過年度分損益勘定留保資金14,198,188千円及び当年度分損益勘定留保資金2,828,564千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		10,678,560 千円
第1項	建設補助金		1,271,609 千円
第2項	企業債		5,151,000 千円
第3項	他会計出資金		3,343,258 千円
第4項	他会計補助金		222,007 千円
第5項	他会計からの長期借入金		690,000 千円
第6項	固定資産売却代金		1 千円
第7項	雑収入		685 千円
		支	出
第1款	資本的支出		28,175,914 千円

第1項	建設改良費	10,330,723 千円
第2項	企業債償還金	12,264,021 千円
第3項	他会計からの長期借入金償還金	1,254,000 千円
第4項	機構負担年賦金	4,287,170 千円
第5項	予備費	40,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	中継ポンプ所拡張整備事業	4,283,800	平成25年度	239,168
				平成26年度	2,282,802
				平成27年度	1,657,450
				平成28年度	104,380

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
吉見浄水場運転管理等業務委託	平成26年度から 平成30年度まで	1,063,715
大久保浄水場西部系共同幹線制水弁設備設置事業	平成26年度	205,260
庄和浄水場監視制御システム更新工事	平成26年度から 平成30年度まで	1,238,530
庄和浄水場消毒施設更新工事	平成26年度から 平成27年度まで	1,235,365
行田浄水場3・4号濃縮槽搔寄機更新工事	平成26年度	255,000

事 項	期 間	限 度 額
行田浄水場硫酸注入機械設備設置事業	平成26年度	194,963
高坂中継ポンプ所電気設備更新工事	平成26年度から 平成27年度まで	1,061,898

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 5,151,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、

又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	3,371,179 千円
(2) 交際費	520 千円
(他会計からの補助金)	

第10条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,062,307千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、436,430千円と定める。

平成25年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主なる建設工事

4,769,501 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益

7,294,576 千円

第1項 営業収益

7,129,968 千円

第2項 営業外収益

93,462 千円

第3項 特別利益

71,146 千円

支 出

第1款 事業費

6,288,866 千円

第1項 営業費用

6,265,666 千円

第2項 営業外費用

3,199 千円

第3項 特別損失

1 千円

第4項 予備費

20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,014,604千円は、過年度分損益勘定留保資金2,014,604千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		3,006,897 千円
第1項 長期貸付金償還金		2,999,590 千円
第2項 他会計補助金		7,306 千円
第3項 雑収入		1 千円
	支	出
第1款 資本的支出		5,021,501 千円
第1項 建設改良費		4,769,501 千円
第2項 建設準備費		52,000 千円
第3項 予備費		200,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	479,687 千円
(2) 交 際 費	290 千円
(他会計からの補助金)	

第7条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、14,461千円である。

平成25年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	47 市町
(2) 年間総処理水量	671,798,560 m ³
(3) 一日平均処理水量	1,840,544 m ³
(4) 主なる建設工事	21,158,396 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		33,766,551 千円
第1項 営業収益		30,836,336 千円
第2項 営業外収益		2,930,214 千円
第3項 特別利益		1 千円

支 出

第1款	事 業 費	33,671,394 千円
第1項	営 業 費 用	30,461,683 千円
第2項	営 業 外 費 用	3,148,710 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,881,793千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,104千円、過年度分損益勘定留保資金384,124千円、当年度分損益勘定留保資金4,452,565千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	23,542,758 千円
第1項	建 設 補 助 金	13,174,732 千円
第2項	建 設 負 担 金	4,394,117 千円
第3項	企 業 債	5,056,000 千円
第4項	他 会 計 出 資 金	749,536 千円
第5項	他 会 計 補 助 金	168,266 千円
第6項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第7項	雑 収 入	106 千円

支 出

第1款 資本的支出	28,424,551 千円
第1項 建設改良費	22,187,082 千円
第2項 企業債償還金 (債務負担行為)	6,237,469 千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業 (平成25年度契約分)	平成26年度から 平成27年度まで	3,120,400
荒川左岸北部流域下水道事業 (平成25年度契約分)	平成26年度	2,000,000
荒川右岸流域下水道事業 (平成25年度契約分)	平成26年度から 平成27年度まで	4,015,000
中川流域下水道事業 (平成25年度契約分)	平成26年度から 平成28年度まで	9,376,500
古利根川流域下水道事業 (平成25年度契約分)	平成26年度	200,000

事 項	期 間	限 度 額
荒川上流流域下水道事業（平成25年度契約分）	平成26年度	100,000
利根川右岸流域下水道事業（平成25年度契約分）	平成26年度	807,500

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金及び企業債償還資金に充てるため

限 度 額 5,056,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,135,407 千円

(2) 交 際 費 300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,096,537千円である。

告 示

埼玉県告示第四百五十四号

埼玉県議会平成二十五年二月定例会において議決された平成二十四年度埼玉県一般会計補正予算（第四号）、平成二十四年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第一号）、平成二十四年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第一号）、平成二十四年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十四年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第二号）、平成二十四年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十四年度埼玉県営住宅事業特別会計補正予算（第二号）、平成二十四年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十四年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十四年度埼玉県病院事業会計補正予算（第一号）、平成二十四年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第一号）、平成二十四年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第二号）及び平成二十四年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第二号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成24年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）

平成24年度埼玉県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22,224,070千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,692,616,226千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		635,000,000	13,300,000	648,300,000
	1 県 民 税	314,119,000	3,969,000	318,088,000
	2 事 業 税	92,377,000	1,989,000	94,366,000
	3 地 方 消 費 税	60,415,000	694,000	61,109,000
	4 不 動 産 取 得 税	13,339,000	1,067,000	14,406,000
	7 自 動 車 取 得 税	10,093,000	1,364,000	11,457,000
	8 軽 油 引 取 税	41,940,000	2,239,000	44,179,000
	9 自 動 車 税	86,109,000	1,978,000	88,087,000
2 地方消費税清算金		118,145,000	△2,646,000	115,499,000
	1 地方消費税清算金	118,145,000	△2,646,000	115,499,000
3 地方譲与税		83,534,000	682,000	84,216,000
	1 地方法人特別譲与税	79,131,000	682,000	79,813,000
4 地方特例交付金		4,052,000	△11,488	4,040,512
	1 地方特例交付金	4,052,000	△11,488	4,040,512

5 地方交付税		205,900,000	309,604	206,209,604
	1 地方交付税	205,900,000	309,604	206,209,604
7 分担金及び負担金		4,385,352	△532,596	3,852,756
	1 分担金	228,869	△3,875	224,994
	2 負担金	4,156,483	△528,721	3,627,762
8 使用料及び手数料		15,435,770	△105,459	15,330,311
	1 使用料	4,963,194	26,899	4,990,093
	2 手数料	10,472,576	△132,358	10,340,218
9 国庫支出金		173,381,937	10,524,744	183,906,681
	1 国庫負担金	110,047,104	△1,333,216	108,713,888
	2 国庫補助金	57,647,192	12,362,607	70,009,799
	3 委託金	5,687,641	△504,647	5,182,994
10 財産収入		8,809,715	△832,828	7,976,887
	1 財産運用収入	6,867,240	△34,571	6,832,669
	2 財産売却収入	1,942,475	△798,257	1,144,218
11 寄附金		107,728	10,127	117,855
	1 寄附金	107,728	10,127	117,855

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰入金		110,218,799	△51,176,355	59,042,444
	1 特別会計繰入金	4,028,966	△13,714	4,015,252
	2 基金繰入金	106,189,833	△51,162,641	55,027,192
13 繰越金		702,414	3,224,175	3,926,589
	1 繰越金	702,414	3,224,175	3,926,589
14 諸収入		38,220,581	4,920,006	43,140,587
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,654,237	△65,994	2,588,243
	2 預金利子	73,000	36,500	109,500
	3 貸付金元利収入	7,484,543	△483,796	7,000,747
	4 受託事業収入	3,348,819	△373,368	2,975,451
	5 収益事業収入	14,674,661	5,736,951	20,411,612
	7 雑収入	9,920,321	69,713	9,990,034
15 県債		314,816,000	110,000	314,926,000
	1 県債	314,816,000	110,000	314,926,000
歳入合計		1,714,840,296	△22,224,070	1,692,616,226

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		3,110,817	△83,708	3,027,109
	1 議会費	3,110,817	△83,708	3,027,109
2 総務費		91,281,354	△7,165,898	84,115,456
	1 総務管理費	20,190,876	△752,670	19,438,206
	2 企画費	11,822,363	△1,118,890	10,703,473
	3 県民費	7,234,584	△219,962	7,014,622
	4 環境費	12,284,622	△893,903	11,390,719
	5 徴税費	27,399,116	△3,929,741	23,469,375
	6 市町村振興費	5,523,067	△121,133	5,401,934
	7 選挙費	2,916,644	△3,968	2,912,676
	8 防災費	2,473,237	△54,523	2,418,714
	9 統計調査費	823,585	△51,847	771,738
	10 人事委員会費	282,505	△2,038	280,467
	11 監査委員費	330,755	△17,223	313,532
3 民生費		286,963,677	△1,613,844	285,349,833

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 社会福祉費	214,569,045	△4,646,019	209,923,026
	2 児童福祉費	57,667,637	4,561,877	62,229,514
	3 生活保護費	13,220,716	△988,800	12,231,916
	4 災害救助費	1,506,279	△540,902	965,377
4 衛生費		58,297,629	732,611	59,030,240
	1 公衆衛生費	30,214,756	△297,183	29,917,573
	2 環境衛生費	1,354,791	△8,314	1,346,477
	3 保健所費	4,058,939	△82,935	3,976,004
	4 医薬費	14,373,933	1,121,043	15,494,976
5 労働費		12,939,899	1,815,069	14,754,968
	1 労政費	9,243,252	2,325,741	11,568,993
	2 職業訓練費	3,527,751	△506,869	3,020,882
	3 労働委員会費	168,896	△3,803	165,093
6 農林水産業費		26,122,761	△1,513,725	24,609,036
	1 農業費	9,366,526	△731,662	8,634,864
	2 蚕糸特産及び水産業費	452,348	△63,767	388,581

	3 畜産業費	1,217,038	△78,497	1,138,541
	4 林業費	5,330,259	△332,112	4,998,147
	5 農地費	9,756,590	△307,687	9,448,903
7 商工費		18,298,912	△2,274,249	16,024,663
	1 商工業費	17,953,815	△2,264,413	15,689,402
	2 観光費	345,097	△9,836	335,261
8 土木費		130,263,249	△5,384,735	124,878,514
	1 土木管理費	11,743,416	△742,914	11,000,502
	2 道路橋りょう費	59,233,322	△6,611	59,226,711
	3 河川費	32,130,092	△897,039	31,233,053
	4 都市計画費	22,583,177	△2,134,610	20,448,567
	5 住宅費	4,573,242	△1,603,561	2,969,681
9 警察費		145,127,982	△2,125,817	143,002,165
	1 警察管理費	131,717,460	△2,033,781	129,683,679
	2 警察活動費	13,410,522	△92,036	13,318,486
10 教育費		536,225,311	△11,283,079	524,942,232
	1 教育総務費	75,310,400	△3,976,007	71,334,393

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 小学校費	168,326,789	△2,392,379	165,934,410
	3 中学校費	101,962,530	△797,775	101,164,755
	4 高等学校費	93,587,690	△1,567,873	92,019,817
	5 特別支援学校費	40,361,927	△2,034,987	38,326,940
	6 大学費	2,116,397	△20,991	2,095,406
	7 私立学校費	48,362,314	5,869	48,368,183
	8 社会教育費	4,513,074	△355,708	4,157,366
	9 保健体育費	1,684,190	△143,228	1,540,962
11 災害復旧費		145,420	△37,000	108,420
	1 農林水産施設災害復旧費	134,000	△37,000	97,000
12 公債費		251,148,277	7,226,665	258,374,942
	1 公債費	251,148,277	7,226,665	258,374,942
13 諸支出金		154,415,008	△516,360	153,898,648
	1 公営企業支出金	16,136,008	△357,360	15,778,648
	2 地方消費税清算金	57,318,000	650,000	57,968,000
	3 利子割交付金	2,622,000	△331,000	2,291,000

	4 配当割交付金	1,739,000	524,000	2,263,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	556,000	142,000	698,000
	6 地方消費税交付金	60,479,000	△1,304,000	59,175,000
	8 自動車取得税交付金	7,500,000	610,000	8,110,000
	9 軽油引取税交付金	6,400,000	△450,000	5,950,000
歳出	合計	1,714,840,296	△22,224,070	1,692,616,226

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後			
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	
4 衛生費	1 公衆衛生費	衛生研究所 移転改修 事業費	4,160,000	平成24年度	1,348,284	4,157,598	平成24年度	1,345,882	
				平成25年度	2,811,716		平成25年度	2,811,716	
9 警察費	1 警察管理費	東入間警察署 庁舎建設費	3,460,614	平成23年度	141,967	2,757,035	平成23年度	141,967	
				平成24年度	164,540		平成24年度	137,845	
				平成25年度	1,819,396		平成25年度	1,384,118	
				平成26年度	1,334,711		平成26年度	1,093,105	
			東部機動 センター(仮称) 庁舎建設費	1,268,478	平成24年度	378,584	946,301	平成24年度	265,436
					平成25年度	889,894		平成25年度	680,865

10 教育費	1 教育総務費	県立学校大規模改修費（平成23年度着工分）	312,967	平成23年度 平成24年度	91,967 221,000	312,476	平成23年度 平成24年度 平成25年度	91,967 166,169 54,340
		教育関係庁舎大規模改修費（平成23年度着工分）	307,381	平成23年度 平成24年度	76,276 231,105	302,428	平成23年度 平成24年度	76,276 226,152
		県立高等学校防音校舎空調設備設置費（平成24年度着工分）	411,856	平成24年度 平成25年度	78,449 333,407	380,728	平成24年度 平成25年度	73,630 307,098
	5 特別支援学校費	県東部地域特別支援学校（仮称）校舎整備費	2,682,140	平成23年度 平成24年度	58,644 2,623,496	1,997,687	平成23年度 平成24年度	58,644 1,939,043

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	県有財産管理事業費	114,443
	4 環境費	身近な緑の保全・創出事業費	12,000
	8 防災費	防災体制整備費	38,483
3 民生費	1 社会福祉費	民間社会福祉施設整備促進事業費	161,299
		心身障害児(者) 援護施設等整備助成費	967,814
老人福祉施設整備助成費		592,780	
介護基盤緊急整備等特別対策事業費		223,187	
	2 児童福祉費	子育て支援特別対策事業費	320,166
4 衛生費	4 医薬費	看護師等離職防止施設整備費補助	4,000
	1 農業費	農業大学校移転整備事業費	15,000
		農林総合研究センター費	10,298

6 農 林 水 産 業 費	4 林 業 費	水源地域の森づくり事業費	116,480
		全国育樹祭開催事業費	6,020
		森林整備加速化・林業再生事業費	55,816
	5 農 地 費	川のまるごと再生プロジェクト推進費	80,601
県費単独土地改良事業費		1,056	
基幹水利施設管理事業費		4,120	
水と緑に親しむみち管理事業費		70,095	
7 商 工 費	1 商 工 業 費	次世代産業支援費	40,880
		舗装道整備費	560,000
		道路環境整備費	195,000
		災害防除費	210,000
		電線地中化（道路）整備費	95,000
		自転車歩行者道整備費	309,000
		交差点整備費	303,000
		バリアフリー安全対策費	76,500
		道路安全施設費	59,000

款	項	事 業 名	金 額
8 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	道路有効活用推進費	10,460
		自転車通行環境整備費	22,050
		地方特定道路（維持）整備費	140,000
		地方特定道路（交通安全）整備費	689,000
		ぐるっと埼玉サイクルネットワーク構想推進費	148,840
		まちのシンボルロード整備費	83,000
		災害時サポートロード整備費	28,000
		道路改築費	420,000
		地方特定道路（改築）整備費	2,271,958
		橋りょう修繕費	1,185,000
		地方特定道路（橋りょう維持）整備費	555,000
		モデル橋りょう整備推進費	6,213
		排水機場等維持修繕費	218,591

	3 河 川 費	河川維持修繕費	25,000
		河川改修調査費	11,000
		河川改修費	2,075,700
		都市再生機構治水事業費負担金	250,000
		河川施設震災対策費	19,722
		川のまるごと再生プロジェクト推進費	678,000
		砂防施設費	184,550
		急傾斜地崩壊対策費	21,100
	4 都 市 計 画 費	県庁通り環境整備費	8,580
		社会資本整備総合交付金（区画整理）事業費	290,498
		公共団体区画整理事業県道整備費	10,010
		つくばエクスプレス沿線地域整備推進費	1,686,340
		本庄新都心土地区画整理事業推進費	247,434
		街路整備費	349,237
		地方特定道路街路整備費	460,318
まちのシンボルロード整備費	7,920		
公園等施設管理費	194,460		

款	項	事業名	金額
		公園等施設整備費	629,970
		新たな森建設費	97,416
		埼玉スタジアム2002公園管理運営費	56,592

変更

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
6 農林水産業費	4 林業費	森林整備推進事業費	143,559	森林整備推進事業費	152,599
		森林管理道整備事業費	315,000	森林管理道整備事業費	540,404
		治山事業費	136,700	治山事業費	269,816
	5 農地費	かんがい排水事業費	261,060	かんがい排水事業費	463,084
		ほ場整備事業費	130,410	ほ場整備事業費	386,124
		農地防災事業費	480,795	農地防災事業費	872,564
		中山間総合整備事業費	34,650	中山間総合整備事業費	83,130
		農道整備事業費	61,652	農道整備事業費	170,316

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金 (維持) 事業費	2,660,000	社会資本整備総合交付金 (維持) 事業費	3,284,744
		社会資本整備総合交付金 (交通安全) 事業費	910,000	社会資本整備総合交付金 (交通安全) 事業費	2,786,480
		道路改築事業費	100,000	道路改築事業費	580,000
		社会資本整備総合交付金 (改築) 事業費	4,959,000	社会資本整備総合交付金 (改築) 事業費	8,225,709
		社会資本整備総合交付金 (橋りょう維持) 事業費	2,025,000	社会資本整備総合交付金 (橋りょう維持) 事業費	2,557,500
		社会資本整備総合交付金 (橋りょう整備) 事業費	320,000	社会資本整備総合交付金 (橋りょう整備) 事業費	436,460
	3 河 川 費	社会資本整備総合交付金 (河川) 事業費	1,806,000	社会資本整備総合交付金 (河川) 事業費	7,147,200
		社会資本整備総合交付金 (砂防) 事業費	187,000	社会資本整備総合交付金 (砂防) 事業費	654,680
		社会資本整備総合交付金 (急傾斜地) 事業費	34,000	社会資本整備総合交付金 (急傾斜地) 事業費	155,120

	4 都市計画費	社会資本整備総合交付金 (街路) 事業費	90,000	社会資本整備総合交付金 (街路) 事業費	2,217,444
		社会資本整備総合交付金 (公園) 事業費	180,000	社会資本整備総合交付金 (公園) 事業費	736,089
10 教育費	1 教育総務費	県立学校大規模改修費	700,695	県立学校大規模改修費	1,339,037

第4表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業出資金	60,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
平成24年度減収補填債	5,612,000	同	同	同

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	40,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	37,000		(補正前に同じ。)	
県有施設整備事業	2,246,000	同	同上	同上	1,966,000		(同上)	
さいたま新都心医療拠点整備推進事業	2,231,000	同	同上	同上	1,916,000		(同上)	
試験研究機関等設備整備事業	25,000	同	同上	同上	19,000		(同上)	

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ふるさと自然再生事業	57,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	50,000		(補正前に同じ。)	
身近な緑公有地化事業	68,000	同	同上	同上	50,000		(同上)	
広域廃棄物埋立処分場整備事業	1,917,000	同	同上	同上	1,913,000		(同上)	
県税事務所再編整備事業	119,000	同	同上	同上	110,000		(同上)	

防災行政無線 高度化推進事業	86,000	同	上	同	上	同	上	81,000	(同	上)
心身障害児(者)援護 施設等整備事業	481,000	同	上	同	上	同	上	456,000	(同	上)
老人福祉施設整備事業	3,807,000	同	上	同	上	同	上	3,395,000	(同	上)
総合リハビリテーション センター設備整備事業	119,000	同	上	同	上	同	上	111,000	(同	上)
児童福祉施設整備事業	259,000	同	上	同	上	同	上	245,000	(同	上)
衛生研究所移転改修事業	1,348,000	同	上	同	上	同	上	1,345,000	(同	上)
就業環境整備促進事業	31,000	同	上	同	上	同	上	26,000	(同	上)
高等技術専門校整備事業	123,000	同	上	同	上	同	上	37,000	(同	上)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業大学校移転整備事業	2,018,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,971,000		(補正前に同じ。)	
林道事業	452,000	同上	同上	同上	447,000		(同上)	
農業基盤整備事業	1,189,000	同上	同上	同上	1,180,000		(同上)	
直轄事業（土地改良）負担金	159,000	同上	同上	同上	48,000		(同上)	

産業文化センター 施設整備事業	856,000	同	上	同	上	同	上	808,000	(同	上)
西部地域振興ふれあい 拠点施設整備事業	448,000	同	上	同	上	同	上	350,000	(同	上)
県単独道路建設事業	12,400,000	同	上	同	上	同	上	12,407,000	(同	上)
電線地中化(道路) 整備事業	148,000	同	上	同	上	同	上	147,000	(同	上)
道路事業	10,612,000	同	上	同	上	同	上	11,020,000	(同	上)
県単独河川改修事業	4,321,000	同	上	同	上	同	上	4,287,000	(同	上)
河川事業	6,121,000	同	上	同	上	同	上	6,101,000	(同	上)
砂防事業	474,000	同	上	同	上	同	上	473,000	(同	上)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自然災害防止事業	600,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	575,000		(補正前に同じ。)	
直轄事業負担金	25,026,000	同	同上	同上	23,481,000		(同上)	
県単独街路事業	2,882,000	同	同上	同上	2,725,000		(同上)	
街路事業	2,817,000	同	同上	同上	2,530,000		(同上)	

公園事業	1,085,000	同	上	同	上	同	上	536,000	(同	上)
警察署等低公害車整備事業	145,000	同	上	同	上	同	上	118,000	(同	上)
警察署庁舎建設事業	3,727,000	同	上	同	上	同	上	3,485,000	(同	上)
県立高等学校建設事業	6,042,000	同	上	同	上	同	上	5,085,000	(同	上)
県立特別支援学校建設事業	3,312,000	同	上	同	上	同	上	2,610,000	(同	上)
社会教育施設整備事業	532,000	同	上	同	上	同	上	522,000	(同	上)
公立大学法人埼玉県立大学施設整備事業	169,000	同	上	同	上	同	上	158,000	(同	上)
水道用水供給事業出資金	1,091,000	同	上	同	上	同	上	947,000	(同	上)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	193,900,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	194,153,000		(補正前に同じ。)	

平成24年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第1号）

平成24年度埼玉県公債費特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,805,015千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ433,812,920千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		242,005,905	8,805,015	250,810,920
	1 一般会計繰入金	174,363,978	8,819,778	183,183,756
	2 特別会計繰入金	1,978,927	△14,763	1,964,164
歳入合計		425,007,905	8,805,015	433,812,920

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 債 費		425,007,905	8,805,015	433,812,920
	1 公 債 費	425,007,905	8,805,015	433,812,920
歳 出 合 計		425,007,905	8,805,015	433,812,920

平成24年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第1号）

平成24年度埼玉県証紙特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,031,071千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,786,313千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		22,717,384	△2,031,071	20,686,313
	1 証紙収入	22,717,384	△2,031,071	20,686,313
歳入合計		22,817,384	△2,031,071	20,786,313

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰 出 金		22,811,384	△2,031,071	20,780,313
	1 一 般 会 計 繰 出 金	22,811,384	△2,031,071	20,780,313
歳 出 合 計		22,817,384	△2,031,071	20,786,313

平成24年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度埼玉県市町村振興事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ672,371千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,842,093千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		66,519	△1,163	65,356
	1 財産運用収入	66,519	△1,163	65,356
2 繰入金		7,600,000	△670,803	6,929,197
	1 基金繰入金	7,600,000	△670,803	6,929,197
4 諸収入		5,847,944	△405	5,847,539
	1 貸付金元利収入	5,847,944	△405	5,847,539
歳入合計		13,514,464	△672,371	12,842,093

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興事業費		13,514,464	△672,371	12,842,093
	1 市町村振興事業費	13,514,464	△672,371	12,842,093
歳 出 合 計		13,514,464	△672,371	12,842,093

平成24年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,969千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123,993千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 就農支援資金貸付勘定収入		82,936	△3,526	79,410
	1 繰入金	15,879	△10,509	5,370
	2 繰越金	1	27,979	27,980
	4 県債	31,696	△20,996	10,700

款	項	補正前の額	補正額	計
2 就農支援資金業務勘定収入		888	△10	878
	1 繰入金	848	△595	253
	2 繰越金	38	585	623
3 農業改良資金貸付勘定収入		33,724	7,505	41,229
	1 諸収入	18,936	△18,936	0
	2 繰越金	14,788	26,441	41,229
4 農業改良資金業務勘定収入		2,476	0	2,476
	1 繰入金	2,222	△1,892	330
	2 繰越金	248	1,892	2,140
歳入合計		120,024	3,969	123,993

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 就農支援資金貸付勘定		82,936	△3,526	79,410
	1 就農支援資金貸付費	82,936	△3,526	79,410
2 就農支援資金業務勘定		888	△10	878
	1 管理指導事務費	878	△10	868
3 農業改良資金貸付勘定		33,724	7,505	41,229
	1 農業改良資金貸付費	33,724	7,505	41,229
歳 出 合 計		120,024	3,969	123,993

第2表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
就農支援資金貸付金	31,696	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の定めるところによる。	無 利 子	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の定めるところによる。	10,700	(補正前に同じ。)		

平成24年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度埼玉県用地事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,407,244千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ740,520千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		1,147,762	△407,529	740,233
	1 財産運用収入	117,409	△3,026	114,383
	2 財産売却収入	1,030,353	△404,503	625,850
2 繰入金		1,000,000	△1,000,000	0
	1 繰入金	1,000,000	△1,000,000	0

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		1	285	286
	1 繰越金	1	285	286
歳入合計		2,147,764	△1,407,244	740,520

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地事業費		2,147,764	△1,407,244	740,520
	1 用地事業費	2,147,764	△1,407,244	740,520
歳出合計		2,147,764	△1,407,244	740,520

平成24年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度埼玉県県営住宅事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,504,294千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,543,091千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料		8,110,408	△247,964	7,862,444
	1 住宅使用料	8,110,408	△247,964	7,862,444
2 国庫支出金		5,390,759	△1,525,389	3,865,370

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 国庫補助金	5,390,759	△1,525,389	3,865,370
3 財産収入		50,185	7,956	58,141
	1 財産運用収入	50,185	7,956	58,141
4 繰入金		2,127,799	△1,221,100	906,699
	1 繰入金	2,127,799	△1,221,100	906,699
5 繰越金		1	576,876	576,877
	1 繰越金	1	576,876	576,877
6 諸収入		20,233	8,327	28,560
	1 敷金運用収入	4,395	36	4,431
	2 雑収入	15,838	8,291	24,129
7 県債		6,348,000	△3,103,000	3,245,000
	1 県債	6,348,000	△3,103,000	3,245,000
歳入合計		22,047,385	△5,504,294	16,543,091

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 住宅事業費		17,848,052	△5,412,676	12,435,376
	1 住宅管理費	5,795,182	△610,836	5,184,346
	2 住宅建設費	12,052,870	△4,801,840	7,251,030
2 繰出金		3,711,282	△21,219	3,690,063
	1 繰出金	3,711,282	△21,219	3,690,063
3 公債費		478,051	△70,399	407,652
	1 公債費	478,051	△70,399	407,652
歳出合計		22,047,385	△5,504,294	16,543,091

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成21年度 公営住宅建設費	7,650,363	平成21年度	749,114	7,095,025	平成21年度	749,114
				平成22年度	892,921		平成22年度	892,921
				平成23年度	3,244,953		平成23年度	3,244,953
				平成24年度	2,763,375		平成24年度	1,141,319
							平成25年度	1,066,718
		平成22年度 公営住宅建設費	7,351,086	平成22年度	382,115	6,978,209	平成22年度	382,115
				平成23年度	1,533,109		平成23年度	1,533,109
				平成24年度	5,388,885		平成24年度	3,153,066
				平成25年度	46,977		平成25年度	1,269,874
							平成26年度	640,045

		平成23年度 公営住宅建設費	5,733,457	平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度	308,649 2,879,679 1,162,098 1,383,031	5,559,328	平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度	308,649 2,179,134 1,951,210 1,120,335
		平成24年度 公営住宅建設費	3,712,519	平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度	281,336 1,055,975 2,152,954 222,254	3,711,347	平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度	91,892 446,507 1,974,111 1,198,837

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	
公営住宅建設事業	6,348,000	普通貸借 又証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	3,245,000				(補正前に同じ。)

平成24年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ114,343千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ690,640千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		754,121	△135,591	618,530
	1 繰入金	754,121	△135,591	618,530
3 繰越金		1	10,872	10,873
	1 繰越金	1	10,872	10,873
4 諸収入		50,860	10,376	61,236
	1 貸付金元利収入	50,363	9,719	60,082
	3 雑入	344	657	1,001
歳入合計		804,983	△114,343	690,640

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 高等学校等奨学金事業費		804,983	△114,343	690,640
	1 高等学校等奨学金事業費	804,983	△114,343	690,640
歳 出 合 計		804,983	△114,343	690,640

平成24年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度埼玉県公営競技事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,873,871千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,903,415千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 入 場 料 収 入		99,891	△18,123	81,768
	1 入 場 料 収 入	99,890	△18,123	81,767
2 投 票 券 発 売 収 入		31,441,816	△1,859,138	29,582,678
	1 投 票 券 発 売 収 入	31,379,815	△1,859,138	29,520,677
3 財 産 収 入		251,115	△1,027	250,088
	1 財 産 運 用 収 入	251,114	△1,027	250,087

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		2	5,531,121	5,531,123
	1 繰越金	2	5,531,121	5,531,123
5 諸収入		236,720	221,038	457,758
	2 収益事業収入	1	199,999	200,000
	3 雑入	236,718	21,039	257,757
歳入合計		32,029,544	3,873,871	35,903,415

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競技総務費		224,788	△6,858	217,930
	1 公営競技総務費	224,788	△6,858	217,930
2 公営競技事業費		31,524,095	△1,856,222	29,667,873
	1 公営競技事業費	31,524,095	△1,856,222	29,667,873

3 繰 出 金		274,661	5,736,951	6,011,612
	1 繰 出 金	274,661	5,736,951	6,011,612
歳 出	合 計	32,029,544	3,873,871	35,903,415

平成24年度埼玉県病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成24年度埼玉県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（継続費）

第2条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	循環器・呼吸器病 センター電気設備 改 修 費	922,919	平成24年度	14,238	864,540	平成24年度	14,238
				平成25年度	908,681		平成25年度	14,745
							平成26年度	543,456
							平成27年度	292,101

（たな卸資産購入限度額）

第3条 平成24年度埼玉県病院事業会計予算第10条中「5,331,939千円」を「6,398,321千円」に改める。

平成24年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成24年度埼玉県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成24年度埼玉県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入
(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	2,079,289	△ 238,605	1,840,684
第1項 営業収益	2,013,203	△ 239,099	1,774,104
第2項 営業外収益	66,085	494	66,579

支 出
(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費用	1,931,304	△ 291,472	1,639,832
第1項 営業費用	1,821,909	△ 293,137	1,528,772
第2項 営業外費用	105,394	1,665	107,059

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	1,559,434	△ 172	1,559,262
第2項 他会計補助金	432	△ 172	260

支 出 (単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	1,484,361	△ 67,974	1,416,387
第1項 建設改良費	607,453	△ 67,974	539,479

(継続費)

第4条 継続費の年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	武蔵水路改築事業	904,684	平成21年度	20,038	904,684	平成21年度	20,038
				平成22年度	40,917		平成22年度	40,917
				平成23年度	85,273		平成23年度	85,273
				平成24年度	116,316		平成24年度	210,711
				平成25年度	157,645		平成25年度	139,573
				平成26年度	171,969		平成26年度	171,969
				平成27年度	312,526		平成27年度	236,203

(他会計からの補助金)

第5条 予算第8条中「2,532千円」を「1,907千円」に改める。

平成24年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成24年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成24年度埼玉県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主 なる 建 設 工 事	4,134,436 千円	△ 1,178,162 千円	2,956,274 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収

入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業 収 益	44,151,948	△ 179,745	43,972,203
第1項 営 業 収 益	43,235,063	△ 273,308	42,961,755
第2項 営 業 外 収 益	916,884	△ 1,072	915,812
第3項 特 別 利 益	1	94,635	94,636

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	42,149,143	△ 813,139	41,336,004
第1項 営業費用	35,007,664	△ 927,924	34,079,740
第2項 営業外費用	7,071,230	117,755	7,188,985
第3項 特別損失	30,249	△ 2,970	27,279

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「18,594,122千円」を「18,352,391千円」に、「485,105千円」を「394,832千円」に、「4,109,121千円」を「3,957,663千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	10,461,973	△ 1,491,962	8,970,011
第1項 建設補助金	1,662,410	△ 386,935	1,275,475
第2項 企業債	3,860,000	△ 1,057,000	2,803,000

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第3項 他 会 計 出 資 金	3,933,227	△ 144,000	3,789,227
第4項 他 会 計 補 助 金	219,454	△ 10,227	209,227
第6項 固 定 資 産 売 却 代 金	56,197	164	56,361
第7項 雑 収 入	685	106,036	106,721

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	29,056,095	△ 1,733,693	27,322,402
第1項 建 設 改 良 費	9,600,014	△ 1,854,191	7,745,823
第6項 過 年 度 国 庫 補 助 金 返 還 金		120,498	120,498

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		水道水源開発 施設整備事業	69,381,596	平成16年度	4,510,469	69,168,492	平成16年度	4,510,469
				平成17年度	5,992,617		平成17年度	5,992,617
				平成18年度	7,513,430		平成18年度	7,513,430
				平成19年度	7,756,811		平成19年度	7,756,811
				平成20年度	6,077,752		平成20年度	6,077,752
				平成21年度	5,557,622		平成21年度	5,557,622
				平成22年度	4,218,824		平成22年度	4,218,824
				平成23年度	3,528,967		平成23年度	3,528,967
				平成24年度	3,771,692		平成24年度	2,672,647
				平成25年度	5,243,661		平成25年度	3,237,359
				平成26年度	4,998,956		平成26年度	4,998,956
				平成27年度	10,210,795		平成27年度	13,103,038

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本の支出	1 建設改良費	滑川第二支線整備事業	938,691	平成22年度	65,945	828,169	平成22年度	65,945
				平成23年度	252,416		平成23年度	252,416
				平成24年度	302,781		平成24年度	224,384
				平成25年度	317,549		平成25年度	285,424
		久喜新規支線整備事業	548,078	平成24年度	59,963	583,686	平成24年度	59,243
				平成25年度	133,419		平成25年度	98,727
				平成26年度	260,931		平成26年度	272,948
				平成27年度	93,765		平成27年度	152,768
		武蔵水路改築事業	1,884,829	平成21年度	41,747	1,884,829	平成21年度	41,747
				平成22年度	113,096		平成22年度	113,096
				平成23年度	196,140		平成23年度	196,140
				平成24年度	250,138		平成24年度	466,043
				平成25年度	328,426		平成25年度	300,052
				平成26年度	358,267		平成26年度	358,267
				平成27年度	597,015		平成27年度	409,484

		第一次送水管路 更新事業（支線）	6,583,933	平成24年度	620,778	6,567,216	平成24年度	301,949
				平成25年度	2,051,728		平成25年度	1,005,982
				平成26年度	2,201,901		平成26年度	2,097,293
				平成27年度	1,709,526		平成27年度	3,161,992
		荒川横断送水 管路更新事業	6,570,865	平成24年度	120,965	6,547,262	平成24年度	84,219
				平成25年度	935,040		平成25年度	297,914
				平成26年度	2,210,970		平成26年度	2,213,421
				平成27年度	2,250,660		平成27年度	2,253,111
			平成28年度	1,053,230		平成28年度	1,698,597	

（企業債）

第6条 予算第7条に定めた起債の限度額中「3,860,000千円」を「2,803,000千円」に改める。

（他会計からの補助金）

第7条 予算第10条中「1,128,845千円」を「1,117,155千円」に改める。

平成24年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成24年度埼玉県地域整備事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成24年度埼玉県地域整備事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(1) 主 なる 建 設 工 事	7,261,153 千円	△ 1,937,460 千円	5,323,693 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収

入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業 収 益	2,889,144	87,935	2,977,079
第2項 営 業 外 収 益	100,581	△ 3,022	97,559
第3項 特 別 利 益	527,170	90,957	618,127

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	1,775,438	△ 700	1,774,738
第1項 営業費用	1,469,482	△ 700	1,468,782

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「4,514,875千円」を「2,542,937千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	3,006,278	34,478	3,040,756
第2項 他会計補助金	7,289	△ 3,510	3,779
第4項 固定資産売却代金		37,988	37,988

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	7,521,153	△ 1,937,460	5,583,693
第1項 建 設 改 良 費	7,261,153	△ 1,937,460	5,323,693

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
		白岡瀬地区産業 団地整備事業	5,648,364	平成22年度	2,742,167	5,644,729	平成22年度	2,742,167
	平成23年度			621,640	平成23年度		621,640	
	平成24年度			1,547,869	平成24年度		1,547,329	
	平成25年度			736,688	平成25年度		733,593	

1 資本的支出	1 建設改良費	幸手中央地区産業 団地整備事業	16,132,545	平成23年度	5,078,199	16,076,116	平成23年度	5,078,199	
				平成24年度	3,659,187		平成24年度	3,658,807	
				平成25年度	3,944,808		平成25年度	3,928,225	
				平成26年度	1,882,897		平成26年度	1,857,553	
				平成27年度	1,567,454		平成27年度	1,553,332	
			杉戸屏風深輪地区 産業団地整備事業	5,259,603	平成24年度	2,054,097	6,779,874	平成24年度	117,557
					平成25年度	1,968,155		平成25年度	107,683
					平成26年度	1,237,351		平成26年度	2,637,832
								平成27年度	1,103,132
								平成28年度	2,813,670

(他会計からの補助金)

第6条 予算第8条中「15,016千円」を「8,484千円」に改める。

平成24年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成24年度埼玉県流域下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成24年度埼玉県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(2) 年間総処理水量	669,506,725 m ³	△20,656,080 m ³	648,850,645 m ³
(3) 一日平均処理水量	1,834,265 m ³	△56,592 m ³	1,777,673 m ³
(4) 主なる建設工事	20,655,171 千円	△2,421,240 千円	18,233,931 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	31,548,569	△552,278	30,996,291

第1項 営業収益	29,082,052	△458,462	28,623,590
第2項 営業外収益	2,466,516	△184,670	2,281,846
第3項 特別利益	1	90,854	90,855

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	31,427,592	△1,052,339	30,375,253
第1項 営業費用	28,701,456	△867,669	27,833,787
第2項 営業外費用	2,665,135	△184,670	2,480,465

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「4,949,570千円」を「4,878,165千円」に、「178,674千円」を「155,262千円」に、「4,571,796千円」を「4,523,803千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	22,809,025	△2,407,944	20,401,081
第1項 建設補助金	13,169,410	△1,584,944	11,584,466
第2項 建設負担金	4,031,489	△451,531	3,579,958
第3項 企業債	4,702,000	△503,000	4,199,000
第4項 他会計出資金	692,807	60,000	752,807
第5項 他会計補助金	212,662	27,332	239,994
第7項 雑収入	656	44,199	44,855

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	27,758,595	△2,479,349	25,279,246
第1項 建設改良費	21,523,134	△2,479,349	19,043,785

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額中「4,702,000千円」を「4,199,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「7,291,081千円」を「7,036,568千円」に改める。

告 示

埼玉県告示第四百五十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

システム運営等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年6月1日(土)から平成27年11月30日(月)まで。ただし、平成26年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 本件業務と種類が同等以上の業務の受注実績がある者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム課企画・研修担当 電話048-830-2280(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年5月17日(金)午前9時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年5月16日(木)午後4時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年5月16日(木)午後4時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム課 平成25年5月17日(金)午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年4月25日(木)午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する(調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。)。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年4月22日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required:

Technical support for Information Systems Division 1 set

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 9:30 a.m., May 17, 2013

By registered mail or in person: 4:00 p.m., May 16, 2013

(3) Contact Information:

Information Systems Division, Department of Planning and Finance
Department,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2280 E-mail: a2290@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県告示第四百五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年三月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人クローバー

三 代表者の氏名

福田 誠一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県草加市瀬崎二丁目五十番二十二号クローバー

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者および障害児・者に対し、健康や生きがいを提供し、豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年三月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人助け合い村
- 三 代表者の氏名
篠塚 多助
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県上尾市柏座三丁目三番三十二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者・障害者・その他生活するために支援が必要な人たちに対して、安心して快適な生活が送れるよう身上監護・権利擁護・財産管理等に関する事業を行い、活気あるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人さいたまチャイルドライン

二 代表者の氏名

太 田 久 美

三 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市西弁財一丁目一五番一七号

四 当該認定の有効期間

平成二十五年四月五日から平成三十年四月四日まで

告 示

埼玉県告示第四百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十九条の規定により、次の特定非営利活動法人を仮認定したので、同法第六十二条において準用する第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人豊友会結婚支援協会

二 代表者の氏名

岸 田 龍 男

三 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市中央区下落合七丁目六番八号

四 当該仮認定の有効期間

平成二十五年四月五日から平成二十八年四月四日まで

告 示

埼玉県告示第四百六十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

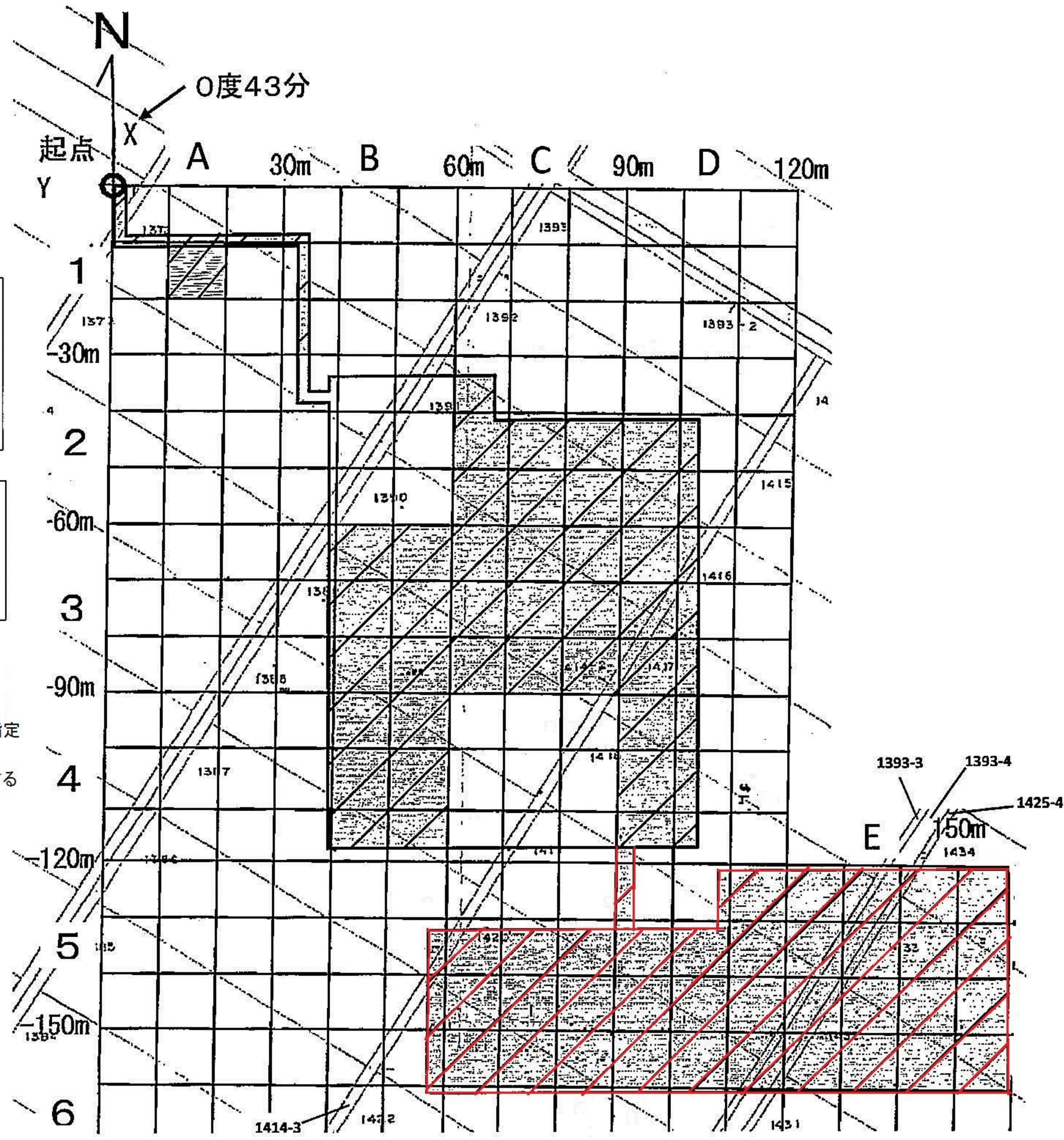
別図のとおり（埼玉県桶川市大字小針領家字堤内千三百十一番十二の一部、千三百五十四番の一部、千三百七十七番二の一部、千三百七十一番の一部、千三百七十二番の一部、千三百八十七番の一部、千三百八十八番の一部、千三百八十九番の一部、千三百九十番の一部、千三百九十一番の一部、千三百九十二番の一部、千三百九十三番三の一部、千三百九十三番四の一部、千四百十四番三の一部、千四百十六番の一部、千四百十七番の一部、千四百十八番の一部、千四百十九番の一部、千四百二十番の一部、千四百二十一番一の一部、千四百二十五番四の一部、千四百三十一番の一部、千四百三十二番の一部、千四百三十三番の一部、千四百三十四番の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する区域



別図のとおり（埼玉県桶川市大字小針領家字堤内千三百十一番十二の一部、千三百五十四番の一部、千三百七十七番二の一部、千三百七十一番の一部、千三百七十二番の一部、千三百八十七番の一部、千三百八十八番の一部、千三百八十九番の一部、千三百九十番の一部、千三百九十一番の一部、千三百九十二番の一部、千四百十四番三の一部、千四百十六番の一部、千四百十七番の一部、千四百十八番の一部、千四百十九番の一部、千四百二十一番一の一部、千四百二十五番四の一部、千四百三十一番の一部、千四百三十二番の一部、千四百三十三番の一部、千四百三十四番の一部）



起点
 起点は、桶川市大字小針領家
 字堤内1354番地内の座標
 (世界測地系)
 X=2906.328, Y=-21837.935

格子の回転角 0度43分
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた
 線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた
 線により構成される格子を、起点を支点に
 右方向に回転させた角度を示す。

凡例

-  形質変更時要届出区域に指定する区域
-  自然由来特例区域に指定する区域

告 示

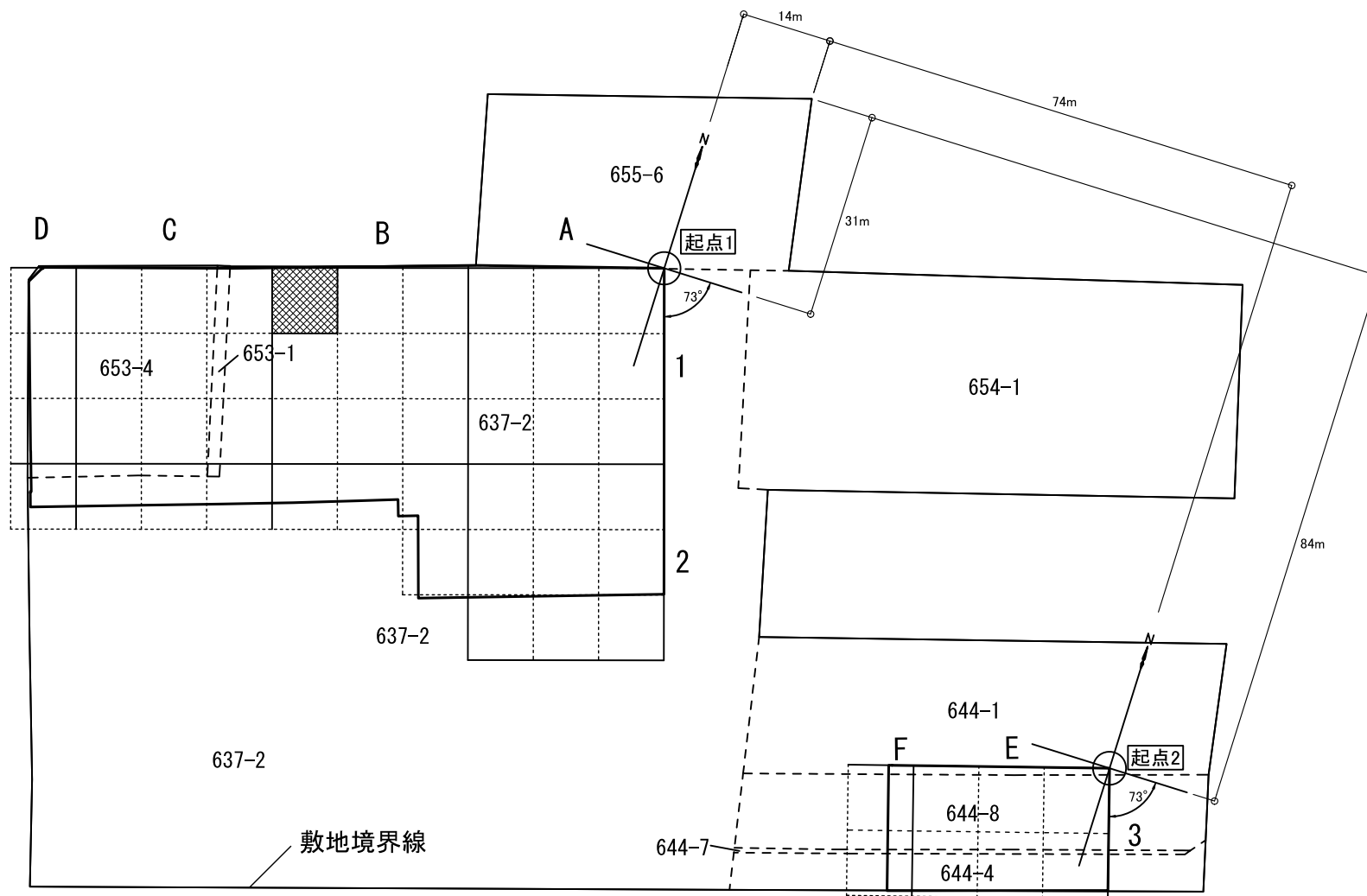
埼玉県告示第四百六十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県入間郡三芳町大字北永井字平野六百三十七番二の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 三 講ずべき指示措置
地下水の水質の測定



敷地全体図

起 点

起点1は、入間郡三芳町大字北永井字平野637-2内の1地点（655-6の北端から西に14m、南に31mの位置、形質変更範囲の北端）とする。

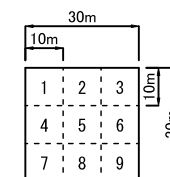
起点2は、入間郡三芳町大字北永井字平野644-1内の1地点（655-6の北端から東に74m、南に84mの位置、形質変更範囲の北端）とする。

格子の回転角73°

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

凡 例

- : 30m格子
- - - : 10m区画
- : 形質変更範囲
- ▨ : 要措置区域



10m単位区画小番号

告 示

埼玉県告示第四百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
児玉土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住
所について、次のとおり届出があつた。

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 就任

職名	氏 名	住 所
----	-----	-----

監事	齊 藤 廣	埼玉県本庄市児玉町下浅見三百二十八番地二
----	-------	----------------------

二 退任

職名	氏 名	住 所
----	-----	-----

監事	小賀野 秀 久	埼玉県本庄市児玉町下浅見九百八番地
----	---------	-------------------

告 示

埼玉県告示第四百六十二号

県営土地改良事業（かんがい排水事業）矢島弥藤吾地区の工事を平成二十四年三月二十三日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十条の二第三項の規定により公告する。

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第四百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
備前渠用水路土地改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所
について、次のとおり届出があった。

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	高田博之	埼玉県深谷市上敷免三百二十二番地
同	金井幹雄	同 本庄市宮戸三百三十九番地一
同	間庭実	同 深谷市横瀬千二百三十八番地一
同	金井達雄	同 矢島七百六十五番地
同	吉田光雄	同 高畑五百二十九番地
同	塚越國雄	同 稻荷町北三番地二十五
同	齊藤精一	同 原郷三百五十九番地
同	福島一	同 新井四百四十番地
同	高野太直	同 宮ヶ谷戸百六十四番地
同	倉上貞夫	同 明戸五十六番地
同	横倉勇	同 熊谷市間々田二百四十八番地
同	中野和行	同 永井太田千五十六番地
同	大岡建夫	同 八木田百七十番地一
同	大島秀夫	同 飯塚九百五十一番地二
同	中島秀夫	同 妻沼二千四百五十五番地
同	田久勝市	同 同 千三百十八番地一
同	長谷川勇	同 弥藤吾二百六十六番地一
同	尾高利夫	同 江波三百七十六番地十七
同	福島定男	同 八ツ口四百六十五番地
同	長谷川忠雄	同 上須戸六百五十三番地
同	村田昭雄	同 善ヶ島六百七十六番地
監事	橋本達男	同 深谷市内ヶ島六百一番地
同	飯塚忠之	同 蓮沼四百十五番地
同	井上重幸	同 熊谷市飯塚千八百五十一番地
同	栗原茂	同 同 弥藤吾千九百九十三番地一

二 退任

職名	氏名	住所
理事	武藤 照夫	埼玉県本庄市宮戸四百五十五番地
同	飯島 安雄	同 深谷市北阿賀野三十四番地
同	金井 達雄	同 矢島七百六十五番地
同	根岸 幹夫	同 内ヶ島五百八十四番地
同	吉田 光雄	同 高畑五百二十九番地
同	濱野 篤扶	同 田谷二百八十九番地
同	齋藤 恭彦	同 原郷三百十二番地
同	植竹 康之	同 新井三百七番地
同	高野 太直	同 宮ヶ谷戸百六十四番地
同	倉上 貞夫	同 明戸五十六番地
同	浅見 義郎	同 熊谷市男沼五百七十四番地一
同	増田 定雄	同 市ノ坪二百二十六番地
同	大岡 建夫	同 八木田百七十番地一
同	橋本 茂	同 妻沼二千四百三十四番地一
同	田久勝 市	同 同 千三百十八番地一
同	井田 博則	同 弥藤吾百二十九番地
同	小 鮎 良一	同 江波三百九十六番地一
同	青木 勇喜	同 八ッ口八百六十番地一
同	長谷川 忠雄	同 上須戸六百五十三番地
同	村田 昭雄	同 善ヶ島六百七十六番地
監事	高田 博之	同 深谷市上敷免三百二十二番地
同	小 暮 友也	同 江原九百六十七番地二
同	掛川 久敬	同 熊谷市永井太田四百三十七番地
同	井田 正夫	同 弥藤吾千四百九十六番地

告 示

埼玉県告示第四百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、葛西・羽生領島中領土地改良区連合から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 就任

職名	氏 名	住 所
理事	林 成 夫	埼玉県吉川市大字三輪野江千四百三十番地
同	森 田 金 里	同 越谷市増森二丁目二百七番地
監事	立 澤 剋 彌	同 東町五丁目三番地
同	江 森 久二男	同 幸手市大字上高野千三百五番地

二 退任

職名	氏 名	住 所
理事	中 村 一 正	埼玉県越谷市川柳町五丁目二百二十九番地一
監事	白 石 孝 司	同 北葛飾郡杉戸町大字堤根二千六百九十七番地
同	門 倉 武 雄	同 加須市南大桑三千四百四十二番地

告示

埼玉県告示第四百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、葛西用水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	谷山武男	埼玉県加須市大字北大桑五百八十番地一
同	木村市郎	同 久喜市上川崎四百七十七番地
同	三ツ林裕巳	同 幸手市大字千塚四百九十番地一
同	江森久二男	同 同 上高野千三百五番地
同	奥貫榮市	同 平須賀一丁目二百十七番地
同	井上直子	北葛飾郡杉戸町清地一丁目六番十三号
同	岸親義	同 同 大字北蓮沼三百五十二番地一
同	白石守利	同 同 堤根二千六百九十七番地
同	萩原勝	春日部市水角五百三十三番地
同	山崎正義	北葛飾郡松伏町大字築比地七百四十七番地
同	森田金里	越谷市増森二丁目二百七番地
同	立澤剋彌	同 東町五丁目三番地
同	大野貞夫	同 大字平方六百三十二番地
同	豊田昭彦	草加市柿木町七百二十四番地
同	齊藤忠男	吉川市大字八子新田七百五十五番地
同	林成夫	同 同 三輪野江千四百三十番地
同	山崎昌一郎	同 同 拾耆軒五百三十八番地
同	竹内榮太郎	同 吉川二丁目十三番地三
同	宮田竹雄	三郷市南蓮沼五百九十番地二
同	岡田利彦	同 上彦名二百四十六番地
監事	藤沼宏次	幸手市大字神明内二百五十六番地一
同	後藤勇	春日部市樋籠六百三十二番地
同	吉田吉造	北葛飾郡松伏町大字松伏三千五十八番地
同	増田昌之	吉川市大字平方新田千四百五十六番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	門倉武雄	埼玉県加須市大字南大桑三千四百四十二番地
同	木村市郎	久喜市上川崎四百七十七番地
同	三ツ林裕巳	幸手市大字千塚四百九十番地一
同	江森久二男	同 同 上高野千三百五番地
同	井上直子	北葛飾郡杉戸町清地一丁目六番十三号
同	岸親義	同 同 大字北蓮沼三百五十二番地一
同	白石孝司	同 同 堤根二千六百九十七番地
同	森田勝	春日部市米崎六百九十一番地
同	吉田吉造	北葛飾郡松伏町大字松伏三千五十八番地
同	森田金里	越谷市増森二丁目二百七番地
同	立澤剋彌	同 東町五丁目三番地
同	中村一正	同 川柳町五丁目二百二十九番地一
同	豊田昭彦	草加市柿木町七百二十四番地
同	齊藤忠男	吉川市大字八子新田七百五十五番地
同	林成夫	同 同 三輪野江千四百三十番地
同	山崎昌一郎	同 同 拾壹軒五百三十八番地
同	竹内榮太郎	同 吉川二丁目十三番地三
同	宮田竹雄	三郷市南蓮沼五百九十番地二
同	渋谷清	同 花和田百五十七番地
監事	藤沼宏次	幸手市大字神明内二百五十六番地一
同	後藤勇	春日部市樋籠六百三十二番地
同	多田十志男	北葛飾郡松伏町大字下赤岩五百七十九番地
同	増田昌之	吉川市大字平方新田千四百五十六番地

告示

埼玉県告示第四百六十七号

昭和三十一年埼玉県告示第九十九号（埼玉県金庫の名称及び位置について）の全部を改正する。

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上田清司

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八条第一項、第三項及び第四項の規定により指定する埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関は、次のとおりとする。

名称	位置	事務取扱店舗の範囲
株式会社埼玉り そな銀行	埼玉県さいたま 市浦和区常盤七 丁目四番一号	国内に所在する店舗

指定代理金融機関

名称	位置	事務取扱店舗の範囲	取扱事務の範囲
株式会社武蔵野 銀行	埼玉県さいたま 市大宮区桜木町 一丁目十番地八	国内に所在する 店舗	一 埼玉県の公 金の収納事務 二 母子及び寡 婦福祉法（昭 和三十九年法 律第百二十九 号）に基づく 母子福祉資金 及び寡婦福祉 資金の貸付け に係る公金の 支払事務 三 本多静六博 士奨学資金貸 与条例（昭和 二十八年埼玉 県条例第二十

収納代理金融機関

名称	位置	事務取扱店舗の範囲	取扱事務の範囲
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目一番五	国内に所在する店舗	埼玉県の公金の収納事務
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目七番一号	同右	同右
埼玉県信用農業協同組合連合会	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番九号	本店	一 埼玉県の公金の収納事務 二 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）に基づく就農支援資金の貸付けに係る公金の支払事務
埼玉縣信用金庫	埼玉県熊谷市本町一丁目百三十三番地一	同右	一 埼玉県の公金の収納事務 二 埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計の貸付金に係る公金の支払事務
			一号）に基づく奨学金の貸与に係る公金の支払事務

株式会社三井住友銀行	株式会社りそな銀行	楽天銀行株式会社	株式会社みちのく銀行	株式会社群馬銀行	株式会社足利銀行	株式会社常陽銀行	株式会社筑波銀行	株式会社千葉銀行	株式会社東京都民銀行
東京都千代田区丸の内一丁目一番二号	大阪府大阪市中央区備後町二丁目二番一号	東京都品川区東品川四丁目十二番三号	青森県青森市勝田一丁目三番一号	群馬県前橋市元総社町百九十四番地	栃木県宇都宮市桜四丁目一番二十五号	茨城県水戸市南町二丁目五番五号	茨城県土浦市中央二丁目十一番七号	千葉県千葉市中央区千葉港一番二号	東京都港区六本木二丁目三番十号
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
同右	同右	マルチペイメントネットワーク 収納サービスを利用した埼玉県の公金の収納事務	埼玉県の公金の収納事務	同右	同右	同右	同右	同右	同右

	目五番地		
株式会社ゆうちょ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目七番二号	国内に所在する店舗及び株式会社ゆうちょ銀行を所属銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）を営む郵便局（日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第四項に規定する郵便局をいう。以下この項において同じ。）。ただし、窓口で納期限内に納付される埼玉県、税の収納事務（マルチペイメントネットワーク収納サービスを利用したものを除く。以下「県税非電子収納事務」という。）については、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県内に所在する店舗及び郵	マルチペイメントネットワーク収納サービスを利用した埼玉県の公金（窓口において納付される、県税にあつては、納期限内に納付されるものに限る。）の収納事務及び県税非電子収納事務

川口信用金庫	株式会社大光銀行	株式会社福島銀行	株式会社きらやか銀行	株式会社新生銀行	三井住友信託銀行株式会社	みずほ信託銀行株式会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	株式会社北越銀行	株式会社第四銀行	株式会社山形銀行	
埼玉県川口市栄町三丁目九番三	新潟県長岡市大手通一丁目五番地六	福島県福島市万世町二番五号	山形県山形市旅籠町三丁目二番三号	東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号	東京都千代田区丸の内一丁目四番一号	東京都中央区八重洲一丁目二番一号	東京都千代田区丸の内一丁目四番五号	新潟県長岡市大手通二丁目二番地十四	新潟県新潟市中央区東堀前通七番町千七十一番地一	山形県山形市七日町三丁目一番二号	
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	埼玉県内に所在する店舗	便局に限る。
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	埼玉県 <small>の</small> 公金の収納事務	

越谷市農業協同組合	埼玉県越谷市赤山町一丁目百十五番地	同右	同右
南彩農業協同組合	埼玉県久喜市菖蒲町新堀四百七十三番地	同右	同右
埼玉みずほ農業協同組合	埼玉県幸手市東三丁目十番四十三号	同右	同右
さいかつ農業協同組合	埼玉県三郷市幸房百一番地	同右	同右
ふかや農業協同組合	埼玉県深谷市内ヶ島七百二十八番地一	同右	同右

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- 一 昭和三十六年埼玉県告示第二百四十三号（埼玉県金庫の名称及び位置について）
- 二 昭和三十六年埼玉県告示第三百五十七号（埼玉県金庫の名称及び位置について）
- 三 昭和三十七年埼玉県告示第十四号（埼玉県金庫の名称及び位置について）
- 四 昭和三十七年埼玉県告示第五百九十四号（埼玉県金庫の名称及び位置について）
- 五 昭和三十八年埼玉県告示第七十三号（埼玉県金庫の名称及び位置について）
- 六 昭和三十八年埼玉県告示第二百八十七号（埼玉県金庫の名称及び位置について）
- 七 昭和三十八年埼玉県告示第四百五十一号（埼玉県金庫の名称及び位置について）
- 八 昭和三十八年埼玉県告示第七百三十六号（埼玉県金庫の名称及び位置について）
- 九 昭和三十八年埼玉県告示第八百十八号（埼玉県金庫の名称及び位置について）
- 十 昭和三十八年埼玉県告示第九百六十七号（埼玉県金庫の名称及び位置について）

- 十一 昭和三十八年埼玉県告示第九百七十九号（埼玉県金庫の名称及び位置につ
いて）
- 十二 昭和三十九年埼玉県告示第八十八号（埼玉県金庫の名称及び位置について）
- 十三 昭和三十九年埼玉県告示第二百十七号（埼玉県指定代理金融機関の指定に
ついて）
- 十四 昭和三十九年埼玉県告示第四百十四号（埼玉県収納代理金融機関の指定に
ついて）
- 十五 昭和四十一年埼玉県告示第三百五十八号（埼玉県収納代理金融機関の指定
についで）
- 十六 昭和四十二年埼玉県告示第四百七十八号（埼玉県収納代理金融機関の指定
についで）
- 十七 昭和四十三年埼玉県告示第五百十号（埼玉県収納代理金融機関の指定につ
いて）
- 十八 昭和四十三年埼玉県告示第七百五十三号（埼玉県収納代理金融機関の指定
についで）
- 十九 昭和四十四年埼玉県告示第六百三十六号（埼玉県収納代理金融機関の指定
についで）
- 二十 昭和四十四年埼玉県告示第千三百六号（埼玉県収納代理金融機関の指定に
ついて）
- 二十一 昭和四十四年埼玉県告示第千三百七号（埼玉県収納代理金融機関の指定
についで）
- 二十二 昭和四十五年埼玉県告示第百五十七号（埼玉県収納代理金融機関の指定
についで）
- 二十三 昭和四十五年埼玉県告示第四百八十九号（埼玉県収納代理金融機関の指
定についで）
- 二十四 昭和四十五年埼玉県告示第千二百六十四号（埼玉県収納代理金融機関の
指定についで）
- 二十五 昭和四十六年埼玉県告示第二百十二号（埼玉県収納代理金融機関の指定
についで）
- 二十六 昭和四十六年埼玉県告示第七百二十六号（埼玉県収納代理金融機関の指
定についで）
- 二十七 昭和四十六年埼玉県告示第七百七十四号（埼玉県収納代理金融機関の指
定についで）

- 二十八 昭和四十六年埼玉県告示第八百六十九号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 二十九 昭和四十七年埼玉県告示第九百八十二号（埼玉県指定代理金融機関の指定について）
- 三十 昭和四十七年埼玉県告示第千五十七号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 三十一 昭和四十七年埼玉県告示第千七百七十一号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 三十二 昭和四十七年埼玉県告示第千四百二十六号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 三十三 昭和四十七年埼玉県告示第千五百三十七号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 三十四 昭和四十八年埼玉県告示第五百八十号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 三十五 昭和四十八年埼玉県告示第千八号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 三十六 昭和四十八年埼玉県告示第千三百九十二号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 三十七 昭和四十九年埼玉県告示第千三百九十一号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 三十八 昭和五十年埼玉県告示第六百九十一号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 三十九 昭和五十二年埼玉県告示第千六百三十四号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 四十 昭和五十五年埼玉県告示第千八百三十八号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 四十一 昭和五十七年埼玉県告示第千七十二号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 四十二 昭和五十九年埼玉県告示第五百三十号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 四十三 昭和六十年埼玉県告示第四百八十四号（埼玉県指定代理金融機関の指定について）
- 四十四 昭和六十二年埼玉県告示第千五百九十六号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）

- 四十五 平成元年埼玉県告示第千五百二十二号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 四十六 平成二年埼玉県告示第千二百十八号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 四十七 平成七年埼玉県告示第九百五十五号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 四十八 平成八年埼玉県告示第千四百十四号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 四十九 平成十年埼玉県告示第千二百八十八号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 五十 平成十二年埼玉県告示第五百五十三号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 五十一 平成十二年埼玉県告示第千百三十五号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 五十二 平成十二年埼玉県告示第千三百十八号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 五十三 平成十三年埼玉県告示第五百五十八号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 五十四 平成十三年埼玉県告示第五百六十号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 五十五 平成十三年埼玉県告示第九百八十二号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 五十六 平成十四年埼玉県告示第四号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 五十七 平成十四年埼玉県告示第八百八号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 五十八 平成十五年埼玉県告示第二百十号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 五十九 平成十五年埼玉県告示第九百八十四号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 六十 平成十七年埼玉県告示第三百三十五号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 六十一 平成十八年埼玉県告示第八百五十八号（埼玉県収納代理金融機関の指定について）
- 六十二 平成十九年埼玉県告示第七百九十七号（埼玉県収納代理金融機関の指定

について)

六十三 平成十九年埼玉県告示第七百四号(埼玉県収納代理金融機関の指定について)

六十四 平成十九年埼玉県告示第七百九十号(埼玉県収納代理金融機関の指定について)

告 示

埼玉県告示第四百六十八号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県羽生市中央四丁目五番八号

有限会社斉藤三光堂

二 指定年月日

平成二十五年三月二十九日

告 示

埼玉県告示第四百六十九号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県東松山市新宿町八番地十四ポナールA一〇二号

山口 壽

二 取消年月日

平成二十五年三月二十九日

告 示

埼玉県告示第四百七十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

IC免許証記載内容確認装置の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年10月1日(火)から平成30年9月30日(日)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2247 ファ
クシミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年5月15日（水）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年5月14日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年5月15日（水）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成25年5月15日（水）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年5月8日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成25年4月22日(月)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:A lease of the system to verify the description of IC driver's licence
- (2) Time limit for the tender:By the electronic tender system;10:30 - a.m.,May 15,2013 By mail;5:00p.m.,May 14,2013 In person;10:30a.m., May 15,2013
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Headquarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2247

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十八年三月三十日第六十二号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成二十五年四月五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

取消番号	第六号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二條 第一項第五号
指定の取消しの年 月 日	平成二十五年二月 十五日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県上里町大字堤字堀之内六百八十四番七、八番
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	十九・二〇メートル
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	五・五メートル

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十五年四月五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

指定番号	第七号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第五号
指定の年月日	平成二十五年三月十二日
指定に係る道路の位置	七 埼玉県児玉郡上里町大字七本木字本郷下三〇六二番
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	三十四・八六メートル
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	五・〇二メートル

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十五年四月五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

指定番号	第八号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第五号
指定の年月日	平成二十五年三月二十八日
指定に係る道路の位置	埼玉県大里郡寄居町大字鉢形字町田五十五 三、五十六 四
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	三十四・八メートル
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	四・五〇メートル

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十五年四月五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

指定番号	第四号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十五年三月二十日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県羽生市中岩瀬七百八十二番地五地先、上羽生二千百十六番地二地先</p> <p>埼玉県羽生市中岩瀬七百八十六番地一地先、七九〇番地二地先</p> <p>埼玉県羽生市中岩瀬七百七十八番地先、上羽生二千百十四番地先</p> <p>埼玉県羽生市中岩瀬七百六十九番地二地先、七百八十番地一地先</p> <p>埼玉県羽生市中岩瀬七百六十七番地一地先、上羽生二千百十一番地一地先</p> <p>埼玉県羽生市中岩瀬七百九十番地一地先、七百九十一番地一地先</p> <p>埼玉県羽生市中岩瀬七百八十六番地一地先、七百九十番地七地先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>十八・〇〇</p> <p>六・〇〇</p> <p>六・〇〇</p> <p>六・〇〇</p> <p>六・〇〇</p> <p>六・〇〇</p> <p>六・〇〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>百五十・〇〇</p> <p>百三十八・十五のうち九十・〇〇</p> <p>百五十・九十九のうち六十・〇〇</p> <p>七十八・七〇</p> <p>百九十一・十三のうち百四十・〇〇</p> <p>百十六・〇二のうち四十一・〇〇</p> <p>九十三・五一</p>

<p>埼玉県羽生市中岩瀬九百二十五番地一地先、七百八十二番地三地先</p> <p>埼玉県羽生市中岩瀬九百二十五番地一地先、七百九十八番地一地</p>	<p>六・〇〇</p> <p>四・〇〇</p>	<p>七十七・八八</p> <p>四十三・二二</p>

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年四月五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年三月二十九日

指令越建セ第二四〇〇一三一号

二 検査済証番号

平成二十五年三月二十九日

越建セ第六七五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字後宿四百九十一番二、四百九十四番、

五百七十二番五、五百七十三番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野五百七十二番地五

学校法人藤田学園 理事長 藤田 徹

告 示

埼玉県教委告示第十七号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十五条第一項による届出があつたので、公示する。

平成二十五年四月五日

埼玉県教育委員会委員長職務代理者 清水 松代

一 廃止する技能教育のための施設の名称

学校法人志学会学院真英舎学院情報文化高等専修学校（埼玉県北葛飾郡杉戸町大字並塚千六百四十三番地）

二 廃止年月日

平成二十五年三月三十一日

告 示

埼玉県教委告示第十八号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十五条第一項による届出があつたので、公示する。

平成二十五年四月五日

埼玉県教育委員会委員長職務代理者 清水 松代

一 廃止する技能教育のための施設の名称

学校法人志学会学院真英舎学院保育福祉専門学校（埼玉県北葛飾郡杉戸町大字並塚千六百四十三番地）

二 廃止年月日

平成二十五年三月三十一日

告 示

埼玉県教委告示第十九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十五年四月五日

埼玉県教育委員会委員長職務代理者 清水松代

一 日時

平成二十五年四月十一日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 平成二十五年年度埼玉県教科用図書選定審議会委員の委嘱及び任命について

ロ 平成二十五年年度埼玉県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について

ハ その他

告 示

埼玉県選管告示第二十二号

埼玉県議会議員補欠選挙（南第十四区）を次により行う。

平成二十五年四月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 選挙期日 平成二十五年四月十四日

二 選挙すべき議員数 一人

告 示

埼玉県選管告示第二十三号

平成二十五年四月十四日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第十四区）における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十五年四月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

選挙長

埼玉県桶川市東一丁目三番二十九号

秋山 有世

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県桶川市大字川田谷五千百五十三番地の二

柳川 達郎

告 示

埼玉県選管告示第二十四号

平成二十五年四月十四日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第十四区）につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十五年四月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十五年四月五日 午後六時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

告 示

埼玉県選管告示第二十五号

平成二十五年四月十四日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第十四区）における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十五年四月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

一一、八六〇、八 円

正 誤

埼玉県条例第十三号（平成二十五年三月二十九日第二千四百七十九号）中訂正

ページ 行

- 一 八行目と九行目の間に次のように加える。

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように
改正する。